

和歌山縣報

第九百四十一號

明治四十三年一月九日

○告示

○和歌山縣告示第三號

本年四月入學セシメラルヘキ東京美術學校圖書師範科生徒若干名薦舉可相成候條志願者ハ左記要項ヲ承知シ本年二月十五日限リ必要書類ヲ添ヘ推薦方所轄郡市長又ハ現ニ在學スル學校長ヘ願出ツヘシ

明治四十三年一月九日

和歌山縣知事 川上親晴

記

一 入學資格 師範學校、中學校卒業生又ハ本年三月卒業スヘキ者ノ中身軀健全、品行方正、學術優良ノ者

二 必要書類 (書式ハ郡市役所又ハ縣廳ニ就キ承合スヘシ)

1 入學願書

2 履歷書

3 身軀検査書

4 學業成績書

三 選拔試験科目 (中學校卒業程度ニ依ル)

英語 書取 歴史 日本、東洋、西洋 國語 書案 自在書 寫生 用器書法

口述試験 身軀検査

四 選拔試験期日

本年四月一日ヨリ東京美術學校ニ於テ施行ス試験日割ハ同三月三十一日正午迄ニ同校揭示場ニテ公示ス

五 修業年限等

修業年限ハ三ケ年トシ學業成績優等者若干名ヲ限リ在學中學費トシテ一ケ月金六圓以内ヲ給與セラル

六 選拔試験ノ際携帯スヘキ用具

鉛筆、毛筆、ペン、定規、コンパス、小刀、墨、硯、インキ、羽筆、留紙、吸取紙、繪具(水彩畫用ブリツキ函入)

七 宿所届出

選拔試験受験ノ爲出京シタル時ハ直ニ書面ヲ以テ其宿所ヲ同學校ニ届出ツヘシ

○和歌山縣告示第四號

明治四十二年十二月二十七日本縣告示第四百十一號中左ノ通追加ス

明治四十三年一月九日

和歌山縣知事 川上親晴

檢 査 日 時	四 十 三 年 午 前 九 時 二 月 十 四 日 午 後 二 時	檢 査 區 域	紀 伊 村	檢 査 ノ 場 所	紀 伊 村 役 場
十 五 日 全		貴 志 村、松 江 村		貴 志 松 江 組 合 村 役 場	

○和歌山縣告示第五號

畜産講習會規程左ノ通相定ム

明治四十三年一月九日

和歌山縣知事 川 上 親 晴

畜産講習會規程

- 第一條 畜産業ノ改良發達ヲ圖ル爲本規程ニ依リ當廳ヨリ講師ヲ派遣シ講習會ヲ開設ス
- 第二條 講習會ハ當廳ニ於テ必要アリト認メタルトキ之ヲ開設ス但シ左ノ場合ニ於テハ申請ニ依リ開設スルコトアルヘシ
 - 一 郡市町村長又ハ産牛組合長ヨリ開設ノ申請アリタルトキ
 - 二 當業者ヨリ開設ノ申請アリタルトキ
- 第三條 講習會開設ノ期日期間及場所ハ豫メ之ヲ告示ス

第四條 講習スヘキ事項左ノ如シ

一 牛ノ生理構造並外貌學一般

二 牛ノ飼養、管理、並蕃殖法

三 牛ノ簡易治療法

四 牧草栽培法

第五條 講習員タルコトヲ得ル者ハ左ノ各號ニ該當スル者ニ限ル

一 本縣内ニ於テ畜産業ニ從事シ又ハ從事セントスル者

二 年齢十七歳以上ニシテ尋常小學校卒業程度以上ノ學力アル者

第六條 講習員ニシテ不都合ノ行爲アリト認ムルトキハ退會セシムルコトアルヘシ

第七條 講習ヲ終了シタル者ニハ講習證書ヲ授與ス

第八條 講習會ニ關スル費用ハ申請者又ハ講習員ニ負擔セシムルコトアルヘシ講習員各自ニ要ス

ル費用ハ自辨トス

第九條 第二條但書ノ申請書ニハ開設ヲ希望スル期日期間、場所及講習希望者ノ員數ヲ記載スヘシ

○和歌山縣告示第六號

本年三月入學セシムヘキ本縣農林學校蠶糸別科生徒左記ノ通り募集ス入學志願ノ者ハ本縣農林學校別科規則第七條及左記要項ヲ承知シ本月三十一日マテニ願書ヲ學校長ニ差出スヘシ

明治四十三年一月九日

和歌山縣知事 川上親晴

記

一 募集スヘキ生徒員數 約二十名

二 試験期日 二月十日

學科試験 二月二十二日

試問及身體檢査 二月二十二日

三 試験場所

試問及身體檢査并和歌山市及海草郡現住志願者ノ學科試験ハ農林學校、其ノ他ノ郡現住志願者ノ學科試験ハ所轄郡役所内ニ於テ之ヲ行フ但シ本人ノ希望ニ依リ和歌山市及海草郡外ノ者ト雖農林學校ニ於テ受驗スルコトヲ許ス此場合ニ於テハ願書ニ其旨付記スヘシ

○和歌山縣告示第七號

明治三十六年四月和歌山縣告示第四百十二號林業講習會規則左ノ逋改正ス

明治四十三年一月九日

和歌山縣知事 川上親晴

林業講習會規程

第一條 林業ノ改良發達ヲ圖ル爲本規程ニ依リ當處ヨリ講師ヲ派遣シ講習會ヲ開設ス

第二條 講習會ハ當處ニ於テ必要アリト認メタルトキ之ヲ開設ス但左ノ場合ハ申請ニ依リ開設ス

ルコトアルヘシ

- 一 郡町村長又ハ森林組合ヨリ開設ノ申請アリタルトキ
- 二 當業者ヨリ開設ノ申請アリタルトキ
- 第三條 講習會開設ノ期日、期間及場所ハ豫メ之ヲ告示ス
- 第四條 講習ハ簡易ヲ旨トシ左ノ科目ニ就キ一科目又ハ數科目ヲ講習セシム
 - 一 林學通論
 - 二 造林學
 - 三 森林保護學
 - 四 森林利用學
 - 五 測樹法及林價算法
 - 六 森林測量術
 - 七 森林法規
 - 八 實習
- 第五條 講習員タルコトヲ得ル者ハ左ノ各號ニ該當スル者ニ限ル
 - 一 本縣内ニ於テ林業ニ従事シ又ハ従事セントスル者若ハ森林ニ關スル事務ニ従事スル者
 - 二 年齡十五歲以上ニシテ尋常小學級卒業程度以上ノ學力ヲ有スル者
- 第六條 講習員ニシテ不都合ノ行爲アリト認ムルトキハ退會セシムルコトアルヘシ
- 第七條 講習ヲ終了シタル者ニハ講習證書ヲ授與ス
- 第八條 講習會ニ關スル費用ハ申請者又ハ講習員ニ負擔セシムルコトアルヘシ

講習員各自ニ要スル費用ハ自辨トス

第九條 第二條但書ノ申請書ニハ開設ヲ希望スル期日、期間、場所及講習希望者ノ種類、員數並講習希望ノ科目ヲ記載スヘシ

○和歌山縣告示第八號

和歌山縣立圖書館圖書館外貸出規程左ノ通相定メ明治四十三年一月十五日ヨリ施行ス
明治四十三年一月九日

和歌山縣知事 川 上 親 晴

和歌山縣立圖書館圖書館外貸出規程

- 第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ本館所藏ノ圖書ヲ館外ニ帶出借覽スルコトヲ得
 - 一 本縣内ニ居住スル成年者ニシテ土地及ハ家屋ヲ有シ若ハ所得稅ヲ納ムル者
 - 二 年齡十五年以上ニシテ前號ノ資格ヲ有スル保証人ヲ立ツル者
 - 三 本縣内ノ官公立學校職員ニシテ當該學校長ノ證明アル者
 - 四 本縣所在ノ官公署及官公立學校
 - 五 本縣内ノ教育會、青年會、夜學會、婦人會、其他公益ヲ目的トスル團躰ニシテ所轄郡町村長ノ認証アルモノ
 - 六 館長ニ於テ前各號ニ準スル資格アリト認メタルモノ
- 第二條 左ノ圖書ハ帶出借覽スルコトヲ得ス
- 一 貴重ナル圖書

二 辭書、類書、事彙

三 新ニ備付ケタル圖書ニシテ一ヶ月乃至三ヶ月ヲ經サルモノ

四 新聞、雜誌其他ノ定期刊行物ニシテ裝釘ヲ終ヘサルモノ

前項ニ掲ケタル以外ノ圖書ト雖都合ニヨリ臨時帶出ヲ許ササルコトアルヘシ

第三條 一時ニ帶出シ得ヘキ圖書冊數左ノ如シ

一、和裝書 五冊以内

一、洋裝書 二冊以内

一、和洋書ヲ併貸スル場合ハ和裝二冊以内洋裝書一冊

一、一種限リ借覽スル場合ハ和裝十冊以内洋裝三冊以内

第四條 圖書ノ貸付期間ハ圖書ノ種類ニヨリ三週間ヲ超エサル範圍ニ於テ本館之ヲ定ム但シ貸付

期間内ト雖本館ノ都合ニヨリ返納セシムルコトアルヘシ

第五條 圖書ノ借覽期限後尙引續キ借覽セムトスルトキハ一旦返納シテ更ニ借觀ノ手續ヲ爲スヘシ

此ノ場合ニ於テ他ニ同一圖書ノ借覽ヲ請フ者アルトキハ續借スルコトヲ得ス

第六條 圖書出納ノ日時ハ普通閱覽ノ場合ニ同シ

第七條 圖書ヲ館外ニ帶出借覽セムトスル者ハ特許票ノ下附ヲ受クヘシ

第八條 特許票ノ下附ヲ受ケムトスル者ハ別紙第一號様式ノ下附頭及第二號様式ノ誓約書ヲ館長

ニ差出スヘシ

第九條 初メテ特許票ヲ受領シタル時ハ印紙ヲ差出スヘシ

第十條 特許票ノ有効期間ハ滿一ケ年トス

第十一條 圖書ヲ帶出セムトスルトキハ定式ノ用紙ニ氏名、書名、冊數及借覽期間ヲ明記シ特許票ト共ニ之ヲ係員ニ差出シ更ニ所定ノ証書ニ捺印シテ圖書ヲ受取ルヘシ

遠隔地ニ在住スル者ハ前項ノ規定ニ係ハラス左ノ各號ノ手續ニ依リ圖書ヲ帶出スルコトヲ得

一、別紙第三號様式ノ圖書遞送願ニ特許票ヲ添付シテ本館ニ差出シ圖書ノ遞送ヲ請フコト

一、圖書ノ荷造及遞送ニ要スル費用ヲ前納スルコト但シ郵便ヲ以テ圖書ヲ遞送スル場合ニハ遞送費ニ郵便切手ヲ代用スルヲ妨ケス

一、圖書遞送ノ法方ハ本館ノ定ムル處ニ依ルコト

第十二條 前條第二項ノ場合ニ於テノ借覽人ハ圖書運送ノ危險ヲ負擔スヘシ

第十三條 特許票ヲ有スル者左ノ場合ニハ速ニ本館ニ届出ツヘシ

一、特許票ヲ有スルモノ又ハ其保証人轉居シタルトキ

二、改印シタルトキ

三、特許票ヲ亡失シタルトキ

前項第三號ノ場合ニ於テハ特許票ノ再下附ヲ請求スルコトヲ得

第十四條 特許ヲ得タル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ爾後特許票ヲ無効トス

一、前條届出ヲ怠リタルトキ

二、第一條ノ資格ヲ失ヒタルトキ

三、圖書返納ノ時期ヲ誤リ督促ヲ受クルモ猶返納ヲ怠リタルトキ

四、本館規則其他示達ニ違反シタルトキ

五、故意ニ借覽圖書ヲ毀損シ又ハ亡失シタルトキ

六、其他不都合ノ所爲アリタルトキ

前項ノ場合ニ於テ其情狀重シト認ムルトキハ爾後特許票ヲ受クルノ資格ヲ失ハシム

第十五條 圖書返納ノ期日ヲ誤リタルカ爲本館ノ督促ヲ受ケタルモノハ其督促ノ爲メニ要シタル費用ヲ辨償スヘシ

第十六條 借覽中圖書ヲ毀損シ又ハ亡失シタルモノハ同一圖書又ハ相當代價ヲ以テ之ヲ償還スヘシ

第十七條 第十三條ノ場合ニ於テハ届出ヲ了ルマテノ間ニ生シタル事故ニ就キ本人又ハ保証人其實ヲ免カル、コトヲ得ス

第十八條 特許票ハ左ノ場合ニ於テ直ニ之ヲ返納スヘシ

一、有効期間滿了シタルトキ

二、第十四條ノ規定ニヨリ無効トナリタルトキ

三、圖書ノ帶出ヲ要セサルニ至リタルトキ

第十九條 本縣所在ノ官公署官公立學校ニ於テ圖書ヲ帶出借覽セントスルトキハ當該首長ノ申出ニヨリ特ニ第七條以下ノ借覽手續ヲ省略スルコトヲ得

第二十條 第一條第五號ニ該當スルモノニシテ其團員間ニ回覽セシムル爲本館所藏ノ圖書ヲ帶

出借覽セムコトヲ願出ソルトキハ以下四條ノ規定ニ從ヒ左ノ特典ヲ與フルコトヲ得

一、

二、

三、

四、

一 一時ニ帶出シ得ヘキ圖書冊數ハ第三條各款所定ノ冊數ノ二倍以下トス

二 貸付期間ハ四十日以下トス

第二十一條 特許票下附願及誓約書ハ別紙所定ノ様式ニ準シテ作成シ團躰ノ代表者二名以上之ニ署名捺印スヘシ

第二十二條 特許票下附願ニハ會則及現在會員數調ヲ添付スヘシ

第二十三條 帶出圖書ニ關スル團躰員ノ所爲ニ就テハ團躰ノ代表者其實ニ任スヘキモノトス

第二十四條 館長ノ請求アルトキハ團躰ノ代表者ハ帶出圖書回覽ノ狀況ヲ報告シ回覽ノ方法ニ付館長ノ指揮ニ從フヘキ義務アルモノトス

第一號様式

特許票下附願

(用紙半紙)

私儀貴館ノ圖書ヲ帶出借覽致度候ニ付特許票御下附相成度別紙誓約書相添此段相願候也

年月日

住所

職業

氏名

年輪

和歌山縣立圖書館長某殿

第二號様式

三
紙

番約書

(用紙半紙)

私儀貴館ノ圖書ヲ帶出借覽特許相成候ニ就テハ貴館規則其他ノ示達ヲ確守致スヘキハ勿レ万一倍覽圖書ヲ汚損又ハ亡失シタルトキハ貴館ノ命ニ從カヒ現品又ハ相當代金ヲ以テ直ニ辨償致スヘク(保証人ヲ立ツル場合ニハ)致スヘクノ下「本人ヨリ辨償スル能ハサルトキハ保証人ニ於テ辨償致スヘク」ヲ加フ候也

年月日

住所

職業

全

保証人

職業

氏

年 名 印 年 名 印 年 名 印

和歌山縣立圖書館長某殿

(規程第一條、第一號及第二號ノ場合)

右某(本人又ハ保
證人ノ氏名)ハ成年以上ニシテ當市(町村)ニ居住シ土地(家屋)ヲ有スル者(所得稅ヲ納ムル者)
ニ相違無之候也

年月日

何郡市町村長 氏 名 印

(規程第一條第三號ノ場合)
右某ハ當校職員タルコトヲ証明候也

年月日

何學校長 氏 名 印

(規程第一條第五號ノ場合)

右某(代表者ノ氏名)ハ何教育會(青年會其他、)ノ代表者タルコトヲ認証候也

年月日

何郡市町村長 氏 名 印

第三號樣式

圖書遞送願 (用紙半紙)

一、借覽圖書名 何々々

一、冊數 、、、、

一、借覽期間 、、、、

一、荷及遞送費用納額 、、、、

一、特許票番號 、、、、

右和歌山縣立圖書部圖書部外貸出規程ニヨリ及願候也

(郵便切手代用ノ場合ニハ其旨附記スルヲ要ス)

年 月 日

住 所

氏 名 印

和歌山縣立圖書館長 泉殿

○和歌山縣告示第九號

本年四月入學セシメタルヘキ東京樂音學校甲種師範科生徒若干名滿學可相成候條志願者ハ左記要
項ヲ承知シ來二月二十日限リ必要書類ヲ添ヘ推薦方所轄郡市長又ハ現ニ在學スル學校長ヘ願出ツ
ヘシ

明治四十三年一月九日

和歌山縣知事 川 上 親 晴

記

一 入學資格

- 1 師範學校、中學校、修業年限四ヶ年以上ノ高等女學校ヲ卒業シ年齡滿十六年以上身軀健全品行方正ニシテ唱歌ヲ修メタル者
 - 2 前項師範學校、中學校、高等女學校生徒ニシテ當該學校長ニ於テ入學期以前ニ於テ卒業スヘシト認メタル者ハ當該學校卒業生ニ準ス
 - 3 在學中平時ニ在アリテ兵役ニ服スル義務ナキ者又ハ夫ヲ有セサル者
- 二 必要書類

1 薦舉願書

2 履歷書

3 身躰検査書

4 學業成績書

三 入學試験

試験ハ唱歌ノ一科目ニ就キ本年三月二十九日ヨリ東京音楽學校ニ於テ之ヲ行フ

○和歌山縣告示第十號

土地收用法第九條ニ依リ左記ノ通土地測量ヲ爲スコトヲ許可セリ

明治四十三年一月九日

和歌山縣知事 川上 親 晴

記

一、起業者 和歌山水力電氣株式會社

一、事業ノ種類 電氣事業準備

一、立入ルヘキ土地ノ區域

一、日高郡船着村

一、全郡丹生村

一、全郡川中村

一、全郡川上村

○ 辭 令

○明治四十二年十二月三十一日

任和歌山縣師範學校訓導

給月俸拾六圓

海草郡濱東尋常高等小學校訓導

生駒國次郎

任和歌山縣海草郡技手

給月俸貳圓

松村象治

任和歌山縣海草郡技手

給月俸壹圓

津田信好

任和歌山縣新宮中學校教諭

給四級俸

香川縣師範學校教諭

中村三元

○明治四十三年一月六日

文官並通試驗委員ヲ命ス

文官普通懲戒委員ヲ命ス

檢疫委員長ヲ命ス

產婆試驗委員長ヲ命ス

畜牛結核病検査員長ヲ命ス

任和歌山縣新宮中學校教諭

給八級俸

事務官

廣瀬直幹

松岡庄三

任和歌山縣屬

給三級俸

內務部第二課長ヲ命ス

和歌山縣土木技手ヲ命ス

七級上俸給與

和歌山縣雇ヲ命ス

月俸拾圓給與

內務部第五課勤務ヲ命ス

佐々野 播雄

佐々野 播雄

高田 彦四郎

○町村吏員ノ異動

○明治四十三年一月八日認可

那賀郡田中村長 橋木清三郎

○彙報

○叙勳 國幣中社伊太祈智神社宮司正六位與五十鈴、官幣中社竈山神社宮司正六位倉田續、官幣大社日前國懸神宮宮司正六位紀俊ハ明治三十七八年事件ノ功ニ依リ明治三十九年四月一日叙レモ勳六等ニ叙シ瑞寶章ヲ授ケラレタリ

○ 觀 象

自一月四日至一月七日氣象

(和歌山測候所觀測)

種 目	前 年		本 年		前 年		本 年		前 年		本 年	
	一 月	五 日	一 月	五 日	一 月	五 日	一 月	五 日	一 月	六 日	一 月	六 日
平均氣壓	七五七・八	七六八・五	七五八・五	七六一・八	七六〇・一	七六四・七	七六〇・一	七六四・七	七五七・八	七六八・五	七六四・七	七六八・五
平均氣溫	七度五	五度三	七度四	八度八	六度八	八度八	六度八	八度八	七度五	五度三	八度八	五度三
最高氣溫	一一度一	一三度〇	一三度五	一四度五	一二度二	一三度九	一二度二	一三度九	一一度一	一三度〇	一二度二	一三度九
最低氣溫	五度一	一度二	二度九	四度七	三度一	四度七	三度一	四度七	五度一	一度二	四度一	一度二
最多風向	東	東北東	北四	北四	北四	北四	北四	北四	東	東北東	北	北
平均風力	二米六	二米九	二米七	三米〇	二米五	二米六	二米五	二米六	二米六	二米九	二米六	二米六
天 氣	雨後曇	曇	晴	雨後曇	晴	晴	晴	晴	雨後曇	曇	晴	晴
降水量	二・七	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	二・七	〇	〇	〇
記事現象	午前降雨夜間月環 夕映ズ	〇	時間及夜間月環 ス	午前降雨午後十一 時五十三分四十六 秒地震	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

昭和四十二年一月九日印刷

昭和四十二年一月八日發行 (郵月三六日九日十二日十五日十八日二十一日二十四日二十七日三十日發行)

和歌山縣知事官房

和歌山市北休賣町六番地 印 七
和歌山市北休賣町六番地 印 七